

地域活性化の推進

第1節 地域活性化に向けた取組み

政府において地域活性化は重要課題として認識されており、地域活性化に関する統合体制(地域活 性化統合本部)の下、省庁横断的・施策横断的な視点に立ちながら、地域活性化に向けた取組みが進 められている。

その一環として、平成24年2月、東京都において「環境未来都市」構想に関する国際会議を開催 するとともに、同年6月に開催された「リオ+20^注」においても「環境未来都市」構想を世界に広く 周知した。

総合特区制度では、これまで44箇所の区域について指定を行い、各特区の取組みが実現するための規制の特例措置等に関する協議を行っている。構造改革特区制度では、小水力発電に係る「河川 法」の許可手続の簡素化等、地域の特性に応じた規制の特例措置を導入した。地域再生制度では、少 子高齢化への対応等の全国に共通する重要課題の解決を図るため、特定地域再生制度を創設した。ま た、低炭素都市づくりを進める「環境モデル都市」について追加選定を開始している。

なお、地域活性化の取組みの推進に当たっては、これまで以上に地域の声に耳を傾ける必要がある ことから、国の相談体制をワンストップ化し、地域ブロックごとに、地方再生の取組みを一貫して フォローする仕組みが構築されている。

国土交通省においても、暮らしの利便性、にぎわいや活力のある地域経済社会の実現に向けて、地 域の鉄道、バス、離島航路等の地域公共交通の活性化・再生、交通結節点の改善等、総合的かつ戦略 的な交通施策の推進、中心市街地の活性化や都市再生、集約型都市構造への転換、観光振興等の地域 の創意工夫あふれる取組みへの支援、適正価格での契約の推進や地域総合産業化支援等による建設業 振興を推進している。

一方、人口減少・高齢化の著しい地域等に対しては、NPO等の多様な主体による地域づくり活動 等の支援や集落機能活性化による日常的な医療・買い物等の基礎的生活サービスの確保、コミュニ ティバスの導入支援等による日常生活の足の確保等により、生活者の視点に立った暮らしやすい地域 づくりに取り組んでいる。

都市再生については、①国際空港や広域防災拠点の整備等の都市再生プロジェクトの推進、②「都 市再生特別措置法」に基づく民間都市再生の推進、③市町村が作成する都市再生整備計画等に基づく 全国都市再生の推進に取り組んでいる。

24年4月には、都市における大規模地震発生時の安全を確保するため、「都市再生特別措置法」を 改正し、都市再生安全確保計画制度を創設するなどの措置が講じられるとともに、同年8月に「都市 再生基本方針」が変更された。

地域活性化を支える施策の推進 第2節

地域や民間の自主性・裁量性を高めるための取組み

(1) 各種交付金の拡充・運用改善

「地域再生基盤強化交付金」は、地域再生計画に基づき、類似機能を有する施設を一体的に整備す るための省庁横断的な交付金であり、「道整備交付金」(市町村道、広域農道又は林道)、「汚水処理施 設整備交付金」(公共下水道、集落排水施設又は浄化槽)及び「港整備交付金」(地方港湾の施設及び 第一種漁港又は第二種漁港の施設)で構成されている。平成25年3月末時点で全認定地域再生計画 は1.607件であり、そのうち国土交通省関係では1.003件の地域再生計画に基づく事業で「地域再生 基盤強化交付金」が施設整備に活用されている。

(2) 地方における地域活性化の取組み支援

民間専門家等からなる地域活性化応援隊の派遣や、地方支分部局における相談会の開催等により、 地方において実施されている地域活性化に向けた取組みに対する相談体制の充実を図っている。ま た、各地で個性的で魅力ある地域づくりに向けた取組みが一層推進されることを目指して「手づくり 郷土賞^{達1}」の表彰を実施しているほか、地域づくりの好事例や各省庁の施策等、地域づくりに役立つ 情報をメールマガジン等で発信^{注2}することにより、地域活性化の取組みを支援している。

(3) 民間のノウハウ・資金の活用促進

地方都市の成長力・競争力の強化を図るため、地 方公共団体が行う都市再生整備計画事業と連携した 民間都市開発事業で国土交通大臣認定を受けたもの に支援を行うとともに、地域住民等によるまちづく り事業に助成を行う住民参加型まちづくりファンド への支援を行っている。

また、まちの魅力・活力の維持・向上を通じた地 域参加型の持続可能なまちづくりの実現と定着を図 るため、民間のまちづくりの担い手が主体となった まちづくり計画の策定や、公園等の公共空間を活用 したイベント、屋外広告物事業等の実験的な取組み を支援している。

さらに、民間からの収益還元を活用した新たな官 民連携によるインフラの整備・管理の展開及び都市

国土交通大臣認定の民間都市開発事業の例 氷見市ひみ番屋街・総湯整備事業

「食と健康」をテーマとし、氷見まちづくり(株)が食 文化発信施設や温泉活用施設の整備・運営を行い、氷 見市内や近隣地域及び三大都市圏をはじめとした広範 な地域からの利用客を確保することにより、にぎわい 空間の創出が図られている。



資料)国土交通省

の道路空間を活用した新たなビジネスチャンスの創出を図るため、道路空間のオープン化(民間開 放)を推進している。平成23年度に導入された、にぎわい・交流の創出のための道路占用許可の特 例については、東京都新宿区において全国初となる道路上の常設オープンカフェが開設されるなど、

- 注1 地域の魅力や個性を創出している、良好な社会資本及びそれと係わりのある地域活動を一体として対象とした国土交通 大臣表彰制度
- 注2 地域づくり情報局-Repis:http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/chiiki-joho/index.html

全国各地で官民連携によるまちづくりが進められている。また、直轄駐車場においては、利用者の サービスの向上、管理運営コスト縮減等を図るため、PFI事業として手続を実施し、民間事業者によ り維持管理・運営を開始している。

2 集約型都市構造の実現に向けた総合的取組み

人口減少・高齢化が進展する中、地球環境問題、都市経営の効率化等に対応するため、「集約型都 市構造の実現」が重要である。このような都市構造の実現のためには、都市内の中心市街地や交通結 節点の周辺に医療・介護・福祉、教育、文化施設等生活に必要な都市機能を集積し、公共交通の利便 性を高めることや、多様な集積やにぎわい・交流機会を確保することが必要となる。これらにより、 都市内のどの地域からでもサービスの享受が可能となり、新たな産業や雇用の創出が促進されるなど の効果が期待できるほか、徒歩・自転車、公共交通を中心とした「歩いて暮らせるまちづくり」の推 進や、集積のメリットを活かしたエネルギーの高効率化等により、環境負荷低減という効果も期待で きる。

公共交通機関の利用促進、交通 結節点の改善、自転車利用環境の 整備、にぎわいのある歩行者空間 の整備等をパッケージ化した総合 的な交通戦略の推進、中心市街地 の活性化・街なか居住の推進等に よる集約拠点の形成及び郊外にお ける新市街地開発の抑制等市街地 整備戦略の推進、自然エネル ギー・未利用エネルギーの有効活 用、都市公園の整備、緑地の保 全・創出、公共施設等の緑化等に よる緑のネットワークの形成等の 様々な取組みによって地域や各都 市のまちづくりを支援している。



さらに、「都市の低炭素化の促

進に関する法律(エコまち法)」を平成24年12月に施行した。この法律は、市街化区域等において、 低炭素化を促進する建築物の認定制度と、市町村が都市の低炭素化に資する計画を作成できる「低炭 素まちづくり計画(エコまち計画)|制度を柱とするものであり、これらにより行政・市民・民間事 業者が連携して「コンパクトなまちづくり」を推進することが期待される。

3 地域特性を活かしたまちづくり・基盤整備

(1)民間投資誘発効果の高い都市計画道路の緊急整備

市街地における都市計画道路の整備は、沿道の建替え等を誘発することで、都市再生に大きな役割 を果たしている。このため、残りわずかな用地買収が事業進捗の隘路となっている路線について、地 方公共団体(事業主体)が一定期間内の完了を公表する取組み(完了期間宣言路線(平成24年4月 1日現在126事業主体439路線))を通じ、事業効果の早期発現に努めている。

第 4 章

図表 || -4-2-1 集約型都市イメージ 郊外における新市街地の抑制 集積のメリットを活かした再 生可能エネルギーの面的利用 「T之効里を喜め」 る、エネルギー 気も日本 緑のネットワークの形成 000 IRT等利便性の高い公共交通 「低炭素都市づくりガイドライン」の活用

(2) 交通結節点の整備

地域活性化の推進

する。



を活用し、交诵機関相互の乗換え利便性の向上や鉄道等により分断された市街地の一体化、駅機能の 改善等を実施し、都市交通の円滑化や交通拠点としての機能強化等を図っている。

また、地方公共団体や鉄道事業者等で構成する協議会が策定した総合的な計画に基づく事業に対し て助成し、効率的な事業実施を図る、駅まち協働事業を三宮駅前南地区(神戸市)で実施しており、 阪神三宮駅の駅施設利用円滑化事業と併せて、一体的整備を図っている。

さらに、医職住の近接による地域の集約化等の観点から、既存の鉄道駅等に子育て支援施設や医療 施設を併設するなど、安心して暮らせる地域の総合的な拠点としての駅機能の高度化を推進してい る。

(3) 企業立地を呼び込む広域的な基盤整備等

各地域が国際競争力の高い成長型産業を呼び込み集積させることは、東アジアにおける競争・連携 及び地域活性化の観点から大きな効果がある。このため、空港、港湾、鉄道や広域的な高速道路ネッ トワーク等、地域の特色ある取組みのために真に必要なインフラへ集中投資を行い、地域の雇用拡 大・経済の活性化を支える施策を推進している。

①空港の機能高質化

国内外の各地を結ぶ航空ネットワークは、地域における観光振興や企業の経済活動を支え、地域活 性化に大きな効果がある。特に、近年は、国際分業の進展等による経済のグローバル化に伴い、速達 性に優れる航空輸送の重要性が高まってきており、エプロン拡充等のターミナル地域改良による空港 の機能高質化を進めている。

②港湾整備

世界的に資源、エネルギー等の需給が逼迫する中、これら物資のほぼ100%を輸入に依存する我が 国において、その安定的かつ安価な輸入の実現は喫緊の課題となっている。このため、大型船に対応 した港湾機能の拠点的確保や、企業間連携の促進による国全体としての効率的な海上輸送ネットワー クの形成により、安定的かつ安価な輸入を実現し、産業競争力の強化、雇用の創出や所得の海外流出 防止を図ることとしている。

③鉄道整備

全国に張り巡らされた幹線鉄道網は、旅客・貨物輸送の大動脈としてブロック間・地域間の交流を 促進するとともに、産業立地を促し、地域経済を活性化させることで、地域のくらしに活力を与えて いる。特に、鉄道貨物輸送は、地域経済を支える産業物資等の輸送に大きな役割を果たしている。 ④道路整備

物流効率化、輸送利便性等の観点から、新規に立地する工場の約8割が高速道路のICから10km以 内に立地しており、迅速かつ円滑な物流の実現等により国際競争力を強化するとともに、地域の自立 と産業の振興を図るため、高規格幹線道路や地域高規格道路等の幹線道路ネットワークの形成を進め ている。

(4) 地域に密着した各種事業・制度の推進 ①道の駅

「道の駅」は道路の沿線にあり、駐車場、トイ レ等の「休憩機能」、道路情報や地域情報の「情 報発信機能」、地域と道路利用者や地域間の交流 を促進する「地域の連携機能」の3つを併せ持 つ施設で、平成25年3月現在1,005箇所が登録 されている。また、災害発生時の復旧活動拠点 や避難所等、防災拠点としての機能も併せ持つ 「道の駅」も整備している。

②かわまちづくりの推進

河川や水辺をまちづくり・観光の核として活 用し、地域の魅力向上を目指す市町村等の計画 に対し、まちづくりと一体となった水辺空間の 整備等のハード面及び規制緩和等のソフト面の 両面から支援・推進を行っている。

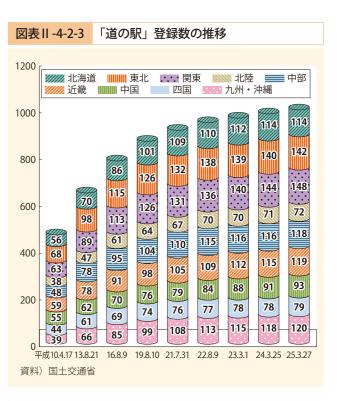
③地域住民等の参加による地域特性に応じた河 川管理

河川環境について専門的知識を有し、豊かな川づくりに熱意を持った人を河川環境保全モニターと して委嘱し、河川環境の保全・創出、秩序ある利用のための業務や普及啓発活動をきめ細かく行って いる。また、河川に接する機会が多く、河川愛護に関心を有する人を河川愛護モニターとして委嘱 し、河川へのごみの不法投棄や河川施設の異常の発見等、河川管理に関する情報の収集や河川愛護思 想の普及啓発に努めている。

さらに、河川の清掃、草刈等を行うボランティア団体や地域住民に、河川敷を花壇等として開放 し、地域に根ざした親しみある水辺空間の形成を図るラブリバー制度を推進している。このほか、市 民参加型の河川管理として、河川の特定区間について住民と協定等を結び、清掃・除草等の河川環境 管理を住民・地方公共団体・河川管理者が協働で実施している。 ④海岸における地域の特色を活かした取組みへの支援

海岸利用を活性化し、観光資源としての魅力を向上させることを目的に、海岸利用活性化計画の策 定及び計画に基づいた海岸保全施設の整備を行う海岸環境整備事業を社会資本整備総合交付金等に よって支援している。

第 4 章



⑤港湾を核とした地域振興

みなとの振興を通じ、港湾所在市町 村における地域活性化に向けた取組み を推進するため、社会資本整備総合交 付金による支援を行っており、42プ ロジェクトの「みなと振興計画」が認 定されている。

また、みなとや海岸の施設を地域の 情報発信拠点として、あるいは地域の 方々や観光客等の交流拠点として活用 する「みなとオアシス」を全国に展開 しており、平成24年度末現在、68港 が登録されている。これらのみなとオ アシスを相互の情報交換や交流の場と するとともに、全国のみなとオアシス の振興に関する事業等を共同で行うこ となどを目的とした「みなとオアシス 全国協議会 において「みなとオアシ スSea級グルメ全国大会 | 等の連携イ



ベントの開催や共同でのPR活動等が行われている。

このほか、旅客ターミナルの機能向上等により国内外のクルーズ船の寄港促進を図るなど、みなと を核とした地域振興に取り組んでいる。

⑥マリンレジャーの拠点づくり

マリンレジャーや地域活性化の拠点となる「海の駅(平成24年度末現在143駅)」の設置を推進 し、プレジャーボート利用者のみならず陸上からも人が集まり、家族や子供、障害者等がマリンレ ジャーを体験できるイベントの支援や情報提供等、国民が海に関心を持つような取組みを実施してい る。また、プレジャーボート利用者のニーズを受け、受入れに余裕のある漁港をプレジャーボートで も利活用できる方策について水産庁と連携して検討するなど、適正な利用環境の整備を進めている。

(5) 地籍整備の積極的推進

地籍調査は一筆ごとの土地の境界等を市町村が調査するものであり、進捗が遅れている都市部での 重点的な実施の促進、地籍調査の前段となる国による官民境界調査及び山村部における境界情報保全 調査の実施、公共事業等における地籍調査以外の測量成果の活用方策の検討等により、地籍整備の積 極的な推進を図っている。

東日本大震災の被災地では、地籍調査の実施状況に合わせて、国による官民境界調査の実施等によ り土地境界の明確化を推進して復興の迅速化に努めている。

また、東日本大震災を教訓として、今後大規模な震災が想定される地域を中心に、防災・減災の取 組みと連携して地籍整備を推進し、地域の防災力向上に貢献している。

(6) 大深度地下の利用

「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」に基づく三大都市圏での公共性の高い事業の円滑 な実施のため、審査の円滑化に関する技術的検討を進めているほか、対象地域(首都圏、近畿圏、中 部圏)ごとに、国の関係行政機関及び関係都道府県により組織されている「大深度地下使用協議会」 を活用し、大深度地下空間の情報交換を図っている。

Δ 広域ブロックの自立・活性化と地域・国土づくり

(1) 広域ブロックの自立と活性化

地域の活性化及び持続的な発展を図るため、地域の知恵と工夫を引き出しつつ、総合的に施策を展 開することが重要である。そのため、国土形成計画(全国計画)及び広域地方計画に基づき、多様な 広域ブロックが自立的に発展する国土を構築することを目指し、広域ブロックごとにその特色に応じ た施策展開を図っている。また、地域の多様な主体によるその特性を活かした地域の活性化の促進の ための官民連携組織による戦略の策定・実施や、それに対する国の支援、「新しい公共」の担い手に よるコミュニティづくりを進めるための施策について取り組んでいる。 ①地域自立・活性化の推進

自立的な広域ブロックの形成に向けたハード・ソフトが連携した取組みを効率的・効果的に実施 し、広域にわたる活発な人の往来又は物資の流通を通じた地域の活性化を図るため、都道府県が作成 した広域的地域活性化基盤整備計画に基づき、これまでに75地域の計画に交付金を交付している。 また、より広域的な地域の活性化を図るため、複数の県が連携して作成した広域的地域活性化基盤整 備計画に基づき、これまでに13地域延べ33計画に交付金を交付している。 ②官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業

地域において官民が連携して策定した広域的な地域戦略に資する事業について、民間の意思決定の タイミングに合わせ、機を逸することなく、基盤整備の構想段階から事業実施段階への円滑かつ速や かな移行を支援するため、平成23年度に制度を創設し、24年度においては、公共土木施設への再生 可能エネルギー導入に係る検討を含め、16件の調査に対する支援を行った。 ③「新しい公共」の担い手による地域づくりの推進

「新しい公共」の担い手が抱える人材、資金・資源や経営ノウハウの不足等の課題に対応するため、 (ア)地域の「志ある資金」の循環を支えるための仕組みの構築による担い手に対する資金・資源の 支援、(イ)中間支援組織等によるノウハウ提供等の非資金的支援について、引き続き検討を行って いる。

(2) 地域の拠点形成の促進等

①多様な広域ブロックの自立的発展のための拠点整備

「多極分散型国土形成促進法」に基づき、地方において特色ある産業、文化等の機能が集積する拠 点として振興拠点地域の整備を推進している。また、首都圏整備計画に位置付けられている業務核都 市達において、業務施設の立地や諸機能の集積の進展によって、東京中心部への過度の集中の是正等 に一定の効果を上げているところであり、引き続き整備を推進している。さらに、「筑波研究学園都 市建設法」に基づき、科学技術の集積等を活かした都市の活性化等を目指し、筑波研究学園都市の建

注 東京都区部以外の地域で、その周辺の相当程度広範囲の地域の中核となるべき都市(14拠点)

第 4 章

設を推進しているほか、つくばエクスプレス沿線で都市開発が進む中、研究学園都市の特性を活かし た環境都市づくりに取り組んでいる。一方、近畿圏では「関西文化学術研究都市建設促進法」に基づ き、文化・学術・研究の新たな展開の拠点形成を目指して関西文化学術研究都市の建設を推進してお り、「サード・ステージ・プラン」を踏まえた「関西文化学術研究都市の建設に関する基本方針」に 基づき、関係省庁、地方公共団体、経済界等と連携を取りながら、更なる都市建設の推進を図ってい る。このほか、世界都市にふさわしい機能と良好な居住環境等を備えた地域とするため、「大阪湾臨 海地域開発整備法」に基づく整備計画の実施を推進している。

②国会等の移転の検討

「国会等の移転に関する法律」に基づき、国会等の移転に関連する調査や国民への情報提供等、国 会における検討に必要な協力を行っている。

5 地域の連携・交流の促進

(1) 地域を支える生活幹線ネットワークの形成

医療や教育等の都市機能を有する中心地域への安全で快適な移動を実現するため、現道拡幅等によ る隘路の解消と道路網の整備を支援している。また、合併市町村の一体化を促進するため、合併市町 村内の中心地や公共施設等の拠点を結ぶ道路、橋梁等の整備を総務省と連携して市町村合併支援道路 整備事業により推進している。

(2) 都市と農山漁村の交流の推進

条件不利地域(過疎、山村、離島、半島、豪雪地域)における廃校舎等の既存公共施設について交 流施設等への改修整備を支援する集落活性化推進事業、幹線道路網の整備による広域的な交流・連携 軸の形成、田園居住を実現するための住宅・宅地供給、交流の拠点となる港湾の整備等を実施してい る。また、グリーン・ツーリズム等のニューツーリズムの推進や「オーライ!ニッポン会議」の活動 支援等、農林水産省等関係府省と連携して都市と農山漁村との交流を推進している。

(3) 地方定住等の促進

地域づくり活動への参加や農業・産業体験を通じた都市住民と地域住民の相互交流等UIIターンや 地方定住に関する事業を実施している市町村の情報について、国土交通省ホームページで情報発信を 行っている^{注1}。また、二地域居住人口、交流人口、情報交流人口といった多様な人口の視点から地域 への人の誘致・移動を促進するため、二地域居住等に関するサイトで情報発信を行っている^{注2}。

さらに、多岐にわたる地域の課題に対応するため、社会資本整備総合交付金による地方公共団体の 空き家住宅及び空き建築物の活用等への支援、住み替え・二地域居住に関する地方公共団体等の施策 情報や全国の空き家バンク等の情報提供等を行っている。

6 地域の移動手段の確保

(1)地域の生活交通の確保・維持・改善

生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供さ れ、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害(バリ ア)の解消等がされるよう、地域公共交通確保維持改善事業により、地域の多様な関係者による議論 を経た地域の交通に関する計画等に基づき実施される取組みを支援している。

図表 || -4-2-5 地域公共交通確保維持改善事業



(2) 地域鉄道の活性化、安全確保等への支援

地域鉄道は、住民の足として沿線住民のくらしを支えるとともに、観光等地域間の交流を支える基 幹的な公共交通として、重要な役割を果たしているが、その経営は極めて厳しい状況にある。このた め、地域公共交通確保維持改善事業や税制上の特例措置により、安全設備の整備等に対して支援を行 うほか、幹線鉄道等活性化事業により、潜在的な鉄道利用ニーズが大きい地方部の路線について、新 駅の設置等に対する支援を行っている。

期待されるDMV(デュアル・モード・ビークル)^{注1}について、「DMVの導入・普及に向けた検討会」 を開催し、導入・普及の促進を図るための方策等の検討を行っている。

(3)地域バス路線への補助

地域住民、特に自らの交通手段を持たない高齢者や学童等の移動制約者にとって必要不可欠な公共 交通機関である乗合バス等の生活交通の確保・維持は、重要な課題となっている。このため、国と地 方の役割分担の下、国は地域特性や実情に応じた地域に最適な生活交通ネットワークの確保・維持が 可能となるよう、生活交通(地域をまたがる幹線バス交通ネットワーク^{注2}や、幹線交通ネットワー

第 4 章

第 4 章

地域活性化の推進

また、鉄道に比べて低コストでの運行が期待できるほか、地域における観光の新たな魅力としても

注1 道路から鉄道への乗入れを可能とする特殊な構造の車輪を備え、走行モード変換装置(モードインターチェンジ)を介 注2 協議会で維持・確保が必要と認められ、国が定める基準(複数市町村にまたがり、1日の運行回数が3回以上等)に該当

注1 http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/crd_chisei_tk_000007.html

注2 http://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/nichiiki/index.html

して道路と線路の双方を自由に走行できる車両。

する広域的・幹線的なバス路線

クと密接な地域内のバス交通・デマンド交通達等)の運行について一体的に支援することとしている。 それ以外の路線については、地方公共団体の判断により維持を図ることとし、所要の財政措置が講じ られている。

(4) 離島との交通への支援

離島航空路については、離島の航空輸送の確保を図るため、離島に就航する航空運送事業者に対し て、機体購入費補助、運航費補助、衛星航法補強システム(MSAS)受信機購入費補助、着陸料の軽 減、航空機燃料税及び固定資産税についての軽減措置を実施している。なお、運航費補助について は、平成23年度から地域公共交通確保維持改善事業により支援を行っており、24年度から島民向け 運賃割引への助成も新たに盛り込み、支援の充実を図っている。

離島航路は、島民の日常生活を行う上で必要不可欠な交通手段であるが、その航路の運営は極めて 厳しい状況である。このため、唯一かつ赤字が見込まれる航路に対し、地域公共交通確保維持改善事 業により運営費補助の支援を行っている。また、他の地域との格差の是正、島民生活の利便性向上を 図るため、島民向け運賃割引への助成や離島における港湾施設の整備等を行っている。

なお、23年度の離島航空路線の数は67路線、23年度末現在の離島航路数は300航路(うち国庫 補助航路120航路)となっている。

都市再生プロジェクト等の推進 第3節

都市再生プロジェクトの推進

都市再生プロジェクトとは、解決を図るべき様々な「都市の課題」について、関係省庁、地方公共 団体、関係民間主体等が協力・連携し、総力を挙げて取り組む具体的な行動計画である。その選定方 針は、①都市構造に係る基本的課題に取り組むものあるいは従来と異なる新しい手法によるもので、 関係省庁が総力を挙げて取り組む必要があるもの、②経済構造改革につなげるという観点から、民間 の力を引き出すもの、あるいは土地の流動化に資するものとされている。

平成25年3月末現在までに、都市再生本部により23の都市再生プロジェクトが決定されている。

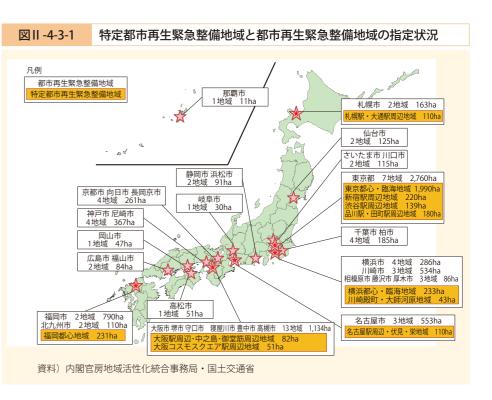
民間都市開発の推進

(1)特定都市再生緊急整備地域制度等による民間都市開発の推進

昨今の成長が著しいアジア諸国の都市と比較し、我が国都市の国際競争力が相対的に低下している 中、国全体の成長をけん引する大都市について、官民が連携して市街地の整備を強力に推進し、海外 から企業・人等を呼び込むことができるような魅力ある都市拠点を形成することが、重要な課題に なっている。このため、平成23年4月に「都市再生特別措置法」を改正し、24年1月には都市の国 際競争力の強化を図る地域として全国11地域を「特定都市再生緊急整備地域」に指定した。このう ち7地域においては、官民連携による協議会により整備計画が作成された。

注 利用者の個別の需要(デマンド)に応じて、需要を集約した上で、ドア・ツー・ドア型輸送サービスを提供する形態の 乗合輸送

特定都市再生緊急整備 地域においては、従来の 「都市再生緊急整備地域」 における支援措置に加 え、下水の未利用エネル ギーを民間利用するため の規制緩和、道路の上空 利用のための規制緩和、 税制支援等により民間都 市開発の支援が行われ る。また、整備計画に基 づき、地域の拠点や基盤 となる都市拠点インフラ の整備を重点的かつ集中 的に支援する補助制度と して、「国際競争拠点都 市整備事業」を設けている。



また、「都市再生緊急整備地域」としては、25年3月末現在で東京・大阪をはじめ政令指定都市や 県庁所在地等において計63地域が指定されており、現在、各地域において様々な民間都市開発事業 が着々と進行している。また、(財) 民間都市開発推進機構がミドルリスク資金の調達を支援するメ ザニン支援業務注を実施している。 東京都心・臨海地域の例

(2) 都市再生事業に対する支援措置の適用状況 都市再生特別地区の都市計画決定

既存の用途地域等に基づく規制を適用除外とし た上で、自由度の高い新たな都市計画を定める 「都市再生特別地区」は、平成25年3月末現在で 60地区の都市計画決定がなされ、うち41地区が 民間事業者等の提案によるものとなっている。

2民間都市再生事業計画の認定

国土交通大臣認定(平成25年3月末現在63件) を受けた民間都市再生事業計画については、(財) 民間都市開発推進機構による金融支援や税制上の 特例措置が講じられている。

国土交通大臣認定の民間都市開発事業の例 環状第二号線新橋・虎ノ門地区第二種市街地再開発事業

環状第二号線新橋周辺· 赤坂・六本木においては、 国際金融・業務機能をはじ めとする多様な機能を備え た国際性豊かな交流ゾーン を形成することを目標とし ている。

本事業では、国際ビジネ スセンターの形成に資する 業務施設、良好な居住機能 を備えた都市型住宅、にぎ わいを創出する商業施設及 び国際的な文化・交流の場 となるホテル、カンファレ ンス等の多様な機能を備え た新たな拠点となる複合的 都市機能の整備とともに、 環状第二号線の地上と連続

する低層部の大規模な広場により、広域的な緑・オープン スペースを創出し、緑と潤いのある都市空間を形成するほ か、災害時には防災拠点となることで、都市の再生に貢献 する。

資料) 国土交通省

交通大臣の認定を受けたものに対して、(財)民間都市開発推進機構がミドルリスク資金(元利金の支払が後順位となる

注 メザニン支援業務とは、公共施設の整備を伴い、かつ環境に配慮した建築物及びその敷地を整備する事業のうち、国土 特約が付された貸付け等の資金)の調達を支援する業務をいう。

(3) 大街区化の推進

我が国の主要都市中心部の多くは、戦災復興土地区画整理事業等により街区が形成されているが、 その時代の土地利用や交通基盤、防災機能に対するニーズや、建築技術の水準等から設計されたもの であり、現在のニーズ等に対しては、街区の規模や区画道路の構造が十分には対応していない。これ らの課題に対し、複数の街区に細分化された土地の集約を進めるための「大街区化ガイドライン」に 基づき、大都市の国際競争力の強化や地方都市の再生に向け、今日の土地利用ニーズを踏まえた土地 の有効高度利用を推進している。

特定地域振興対策の推進 第4節

豪雪地带対策

「豪雪地帯対策特別措置法」により、豪雪地帯・特別豪雪地帯を指定し、豪雪地帯対策基本計画に より、交通の確保、生活環境・国土保全関連施設の整備等を推進するとともに、安全・安心な地域づ くりのための調査を実施している。なお、豪雪地帯に指定されている市町村数は、平成24年4月現 在で532市町村(うち特別豪雪地帯201市町村)となっている。

2 離島振興

「離島振興法」に基づき、都道県が策定した離島振興計画による離島振興事業を支援するため、公 共事業予算の一括計上に加え、離島地域自らの創意工夫を前提とした島づくりのための取組みへの支 援等を行っている。

また、平成24年6月に離島振興法の改正法が成立し、新たに目的規定に定住促進等が明記され、 国の責務が規定されるとともに、活性化に資するソフト施策を推進するための規定等が盛り込まれ た。

奄美群島・小笠原諸島の振興開発 3

「奄美群島振興開発特別措置法」、「小笠原諸島振興開発特別措置法」に基づく振興開発事業等の実 施により、基礎条件の改善を図るとともに、その特性を活かした地域の主体的な取組みを支援し、産 業や観光の振興等による地域の自立的発展に向けた環境づくりを推進している。

半島振興 4

「半島振興法」に基づき、道府県が作成した半島振興計画により、半島振興対策実施地域(平成24 年4月現在23地域(22道府県194市町村)が指定)を対象に半島循環道路等の整備や産業の振興等 への支援を行っている。

また、「半島振興法」の施行に必要な情報の収集・分析のための調査と併せて、半島地域の自立的 発展を推進するため、担い手育成に向けた農林水産資源等の地域資源を活用した内発的な地域づくり や半島間連携に向けた取組みに係る実証調査を行い、必要な知見の集約及び地域への普及を図ってい る。

北海道総合開発の推進 第5節

地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画の推進

(1) 北海道総合開発計画の推進

我が国は、北海道の優れた資源・特性を活かしてその時々の国の課題の解決に寄与していくととも に、地域の活力ある発展を図ることを目的として、北海道の積極的な開発を行ってきた。 現在は第7期となる「地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画」に基づき、「開かれた 競争力ある北海道」、「持続可能で美しい北海道」、「多様で個性ある地域から成る北海道」という3つ の戦略的目標の実現に向け、食、観光、環境・エネルギー等の分野を中心に施策を推進している。 なお、計画策定後のおおむね5年後に計画の総合的な点検を行うことになっており、平成24年度 に、社会経済情勢の変化等を踏まえ、今後の課題や方向性の検討を行った。

(2)計画の実現に向けた取組み ①総合的な食料供給力の強化

全国の農地面積の25%を占める北海道の食料供給力の強化に向けて、農地の大区画化等の基盤整 備により生産力を高めるとともに、品質管理の高度化や観光との連携等、高付加価値化を支援してい る。また、物流機能の強化のため、必要なインフラ整備を推進するとともに、道産品を直接かつ安定 的に輸出するための「北海道国際輸送プラットホーム」設置等、食関連産業等の育成に向けた取組み を展開している。

②国際競争力の高い魅力ある観光地づくり

美しい景観や食等魅力的な観光資源を有する北海道の ポテンシャルを活かすため、基盤整備を通じた移動時間 短縮・周遊性向上やシーニックバイウェイ北海道の取組 み等による受入環境の整備を推進している。また、多言 語によるドライブハンドブックの配布などによる利便性 向上等も図っている。さらに、国際会議等(MICE)の 北海道開催を推進するため、地域の取組みに対する支援 等を行っている。

③自然と共生する持続可能な地域社会の形成

北海道の恵まれた自然と共生する社会を形成するた 資料)東オホーツクシーニックバイウェイ め、湿原環境の保全・再生、水生生物の生息環境に配慮 した防波堤の整備、河川・湖沼の浄化等を推進してい る。また、北海道には、再生可能エネルギー源が豊富に存在しており、その利活用に向けた取組みを 各地で展開している。

④内外の交流を支えるネットワークとモビリティの向上

北海道総合開発計画の3つの戦略的目標の実現に向け、高規格幹線道路や空港・港湾等の基幹的な 交通基盤の整備や物流ネットワーク機能の強化等を多様な主体と連携し効果的に推進している。ま た、冬期交通の安全性・信頼性の向上のための取組みを推進している。

第 4 章

第 4 章



⑤安全・安心な国土づくり

近年、東日本大震災をはじめとして、大きな自然災害等が続いているが、北海道においても、豪雪 や暴風雪、土砂災害、風水害が発生し、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等大規模な地震・津波の 可能性も高いなど、安全・安心な地域社会の形成に向けて課題が多く残されていることから、社会基 盤の耐震化、総合的な治水・土砂災害対策、信頼性の高い道路ネットワークの構築等の基盤整備や、 危機管理体制の強化、地方公共団体や住民等とも連携を図った地域防災等を推進している。また、施 設の老朽化や維持管理にかかる課題も顕在化していることから、老朽化対策・長寿命化・予防保全等 効果的・効率的な維持管理への取組みも推進している。

2 特色ある地域・文化の振興

(1) 北方領土隣接地域の振興

領土問題が未解決であることから望ましい地域社会の発展が阻害されている北方領土隣接地域につ いて、地域の振興や住民生活の安定を図るために必要な施策を総合的に推進している。平成24年度 は、国、北海道及び隣接地域1市4町による協議会を設置し、隣接地域において魅力ある地域社会の 形成を図るため、第7期北方領土隣接地域振興計画期間(25~29年度)に重点的に推進すべきハー ド対策とそれを活用するためのソフト対策を一体にした取組みについて検討を行った。

(2) アイヌ文化の振興等

「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知 識の普及及び啓発に関する法律」に基づき、アイヌの 人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統や文化に関する知 識の普及啓発を図っている。

平成24年度は、アイヌ政策推進会議政策推進作業部 会報告(24年7月)等の提言を踏まえ、新千歳空港に おける普及啓発の取組みを更に充実させ、国内線・国際 線ターミナルの連絡通路に、アイヌ語「イランカラプ テ」(「こんにちは」の意)による歓迎メッセージを表示 するなど、一層の普及啓発を図った。

さらに、同部会報告を踏まえた国民理解を促進するた めの方策の具体化に向け、関係機関や民間企業等多様な

主体との連携による今後の普及啓発活動のあり方を検討し、取りまとめた。

新千歳空港国際線ターミナルにおける アイヌ古式舞踊の披露による歓迎



資料) 国十 () 国十 () 通 () 国十 () 通 () 国十 () 通 () 国十 () 国1 () [] () 国1 () [] () [() [] () [] () [] () [] () [] () [] () [] () [() [] () [] () [] () [() [() [() [() () [() [() [() [() [

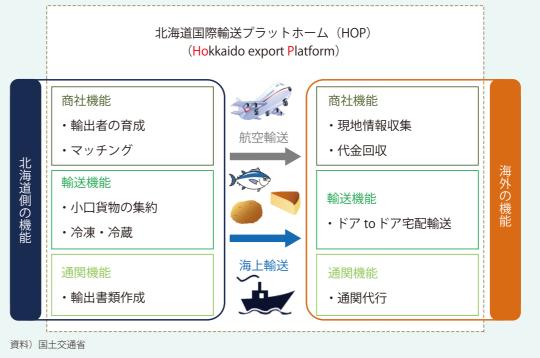
「北海道国際輸送プラットホーム」の構築 コラム ~北海道産品の海外輸出促進に向けた取組み~

北海道の農水産品・食料加工品といった道産品は、アジア各国においても非常に高い評価を得 ているものの、ニーズは小口かつ多種多様であることが多く、さらに輸送には冷蔵や冷凍等温度 管理が必要です。しかし、道内では、効率的に冷蔵・冷凍の小口混載輸送サービスを行う物流機 能や、多品種多頻度需要に応じた商取引サービス等の商流機能が不足し、輸出機会を逃している 状況にあります。

こうした物流・商流双方の課題に取組み、道産品の輸出拡大・物流効率化を図るため、国土交 通省北海道開発局は、平成23年9月、札幌大学と「国際物流を通じた道産品輸出促進研究会」を 発足しました。同研究会では、冷蔵・冷凍貨物の小口混載輸送サービス等、道産品を直接かつ安 定的に輸出できる仕組みである「北海道国際輸送プラットホーム(HOP)」を提案しています。 この考え方に賛同した民間物流企業も参加し、24年9月より、香港・シンガポールに向けて、 航空便によるサンプル輸送事業や小口冷凍・冷蔵輸送サービスを開始しています。さらに海上便 についても、冷蔵・冷凍品を混載できる輸送や鉄道コンテナで国際海上輸送をする検討を行って

います。

同研究会では、5箇年計画でHOP完成を目指しており、関係機関と協力の下、取り組んでいき ます。



第 4 章

第 4 章